
2025年度日本産農水産物・食品 グローバル・ゲートウェイ事業 6月期募集要項

2025年6月26日
農林水産食品部 事業推進課

目次

1	事業概要	-----	P3
2	出品要件	-----	P4
3	お申し込み・出品の流れ	-----	P5
4	募集スケジュール	-----	P5
5	費用負担・輸送・商談における留意点	-----	P6
6	各地域募集内容詳細	-----	P7~P22
	台北	-----	P7~8
	バンコク	-----	P9~10
	欧州（パリ・その他周辺国）	-----	P11~12
	北欧（ストックホルム・ヘルシンキ）	-----	P.13
7	キャンセル規定	-----	P.14
8	出品者選考について	-----	P.14
9	Japan Streetへの商品掲載について	-----	P14
10	留意事項	-----	P15~P16
11	免責規定	-----	P16
12	お問い合わせ	-----	P17

1. 事業概要

◆事業内容

ジェトロでは、海外の主要都市及び周辺都市に、日本産食品の商品サンプルを展示・保管管理するストックポイントを設置し、海外バイヤーに随時商品を紹介することで、現地バイヤーとのオンライン商談を実施し、日本産農水産物・食品の取扱い事業者の新規参入・販路拡大を目指します。実施地域の状況を鑑み、新規バイヤーへのアプローチを目的とした展示会への広報出展や出品商品のサンプルを活用したメニュー提案・その試食試飲会、商談会等実施することで、継続的に海外バイヤーの需要を喚起します。

お申込みの際には、ジェトロのバイヤー専用オンラインカタログサイト「Japan Street（※1）」に商品登録をしていただきますので、リアルの展示に関わらず、日本産農水産物・食品を所望する様々な国のバイヤーに継続的にご紹介いたします。

※1：詳細は「ジェトロ招待バイヤー専用 オンラインカタログ“Japan Street”（https://www.jetro.go.jp/services/japan_street/）」をご確認ください

◆展示期間

2025年7月中～2026年3月31日（予定）

各地域によって展示期間が異なりますので、詳細は「5. 各地域募集内容詳細」をご確認ください。

◆事業実施地域

<アジア>中国（上海、広州、大連、成都、北京、武漢）、香港、台北、バンコク、ハノイ、ダッカ、ニューデリー

<中東>UAE（ドバイ・アブダビ）

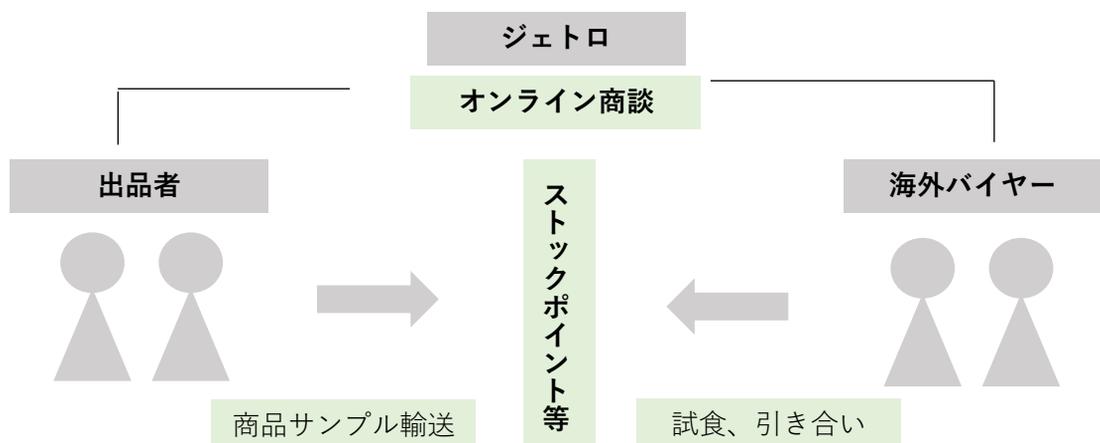
<欧州>パリ、ストックホルム、ヘルシンキ、その他欧州地域（東欧諸国やスペイン等）

※中国、北米については別途募集いたします。中国については、「日本産食品グローバル・ゲートウェイ事業募集要項（中国版）」をご覧ください。

◆本事業の特徴

- ・基本的にオンラインにて商談を実施するため、ご希望の場所から参加いただけます。
- ・商品サンプルを実際に海外バイヤーに試飲、試食していただくことができます。
- ・オンライン商談の際は、通訳をジェトロが手配します（北米・中国を除く）。
- ・現地の事情に応じて、地方部や周辺国への出張展示、各設置地域で開催される見本市への広報出展、イベントの実施を行います。

◆本事業イメージ



2. 出品要件

1. 現地の輸入規制や検疫条件に照らして、出品物が現地で販売可能な日本産農水産物・食品又は日本産原料を使用して海外で生産された農水産物・食品であること（消費者訴求の観点から「日本生産」であることが望ましい）。

ご参考：

ジェトロウェブサイト「日本からの輸出に関する制度」

<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/country.html>

海外の食品規則チェックサイト OMARS

<https://export-regulations.maff.go.jp/>

【輸出に関する規制関連のお問い合わせ】

農林水産物・食品輸出相談窓口

TEL：03-3582-5646 <受付時間>平日9時～12時/13時～17時（祝祭日・年末年始を除く）

最寄りのジェトロでもご相談を受け付けています。（国内事務所一覧）

<http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

2. 出品目的が商談による取引先の発掘・継続取引であること。プロモーションや調査が主目的ではないこと。
3. 輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を有すること。
4. 事業参加後も海外からの引き合いに対して、必要に応じ日本語以外の言語に対応可能な担当者がいること。
5. 英語又は現地語で商談用資料（企業情報、商品情報、商品価格表）を既に揃えており、バイヤーの求めがあった場合やオンライン商談時には、バイヤーに提示できること。
6. ジェトロが求める各種データベースへの情報の登録、成果把握の為に行うアンケート等に協力すること。
7. オンライン会議システムを利用可能な環境（コンピューター等のハードウェア環境及びインターネット環境）を有し、会期中、会場との通信に支障をきたさないこと。
8. 募集要項等の内容、条件に同意していること。

3. お申し込み・出品の流れ

◆お申し込み・出品の流れ

STEP1

お客様情報の入力

本募集要項をご一読いただき、応募条件を満たすことを確認ください。
以下URLより登録をお願いいたします。

台北以外の地域：<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0071793D>

台北：<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0071788H>

STEP2

Japan Street商品登録情報の修正・追加登録

出品を希望される貴社商品を登録・修正ください。

A. Japan Streetに今回初めて登録される方：STEP1登録完了後3営業日以内にJapan Street事務局にて貴社用のマイページを作成の上ご連絡します。

B. Japan Streetにご登録済みの方：STEP1登録完了後の自動応答メールにて、Japan StreetサプライヤーマイページのログインURLをお送りします。

STEP3

参加地域へのお申し込み

STEP2で登録・修正された商品は**2営業日以内**に反映されますので、再度Japan Streetにログインして、出品を希望する商品のIDをご確認ください。
各地域の申し込みフォームは、STEP1登録後のほか、6月18日にも再度お送りしますので、参加を希望する地域を選び、商品IDと共に必要な情報を記入ください。

ジェットロによる審査、審査結果通知
※審査の結果出品商品が限られる場合がございます

STEP4

サンプル輸送に係る調整

ジェットロによる審査の結果、採択となった事業者様には各地域の担当者やジェットロの業務委託先よりサンプル輸送のご案内やバイヤーとのマッチングに係る追加情報についてご連絡を差し上げます。

4. 募集スケジュール

募集	STEP1（お客様情報の入力）	STEP2（Japan Streetへの商品登録）	STEP3（参加地域へのお申し込み）
5月期(香港)	5月26日(月)～13日(金)	～6月20日(金)	～6月25日(水)
6月期	6月3日(火)～23日(月)	～6月26日(木)	～6月30日(月)
6月期(サンパウロ)	6月3日(火)～25日(水)	～7月1日(火)	～7月4日(金)

※一部日程が変更になる場合がございます。

※地域によっては想定する募集定員に達し次第応募を締め切りとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

5. 費用負担・輸送・商談における留意点

◆費用負担

○国外輸送費をジェットロが負担する場合（地域：南西アジア、UAE（ドバイ・アブダビ）、サンパウロ）

主催者(ジェットロ)の負担：

商談会及びサンプル輸送に係る経費（会場費、オンライン商談の通訳費、バイヤー来場アレンジ費、サンプル保管費、サンプル輸送費（国内指定倉庫～現地指定倉庫、現地地域内の輸送）等）

出品者の負担：

商談に伴う通信費（出品者のインターネット通信費等）、商談に使用するサンプル・試食用食材費、国内指定倉庫までのサンプル輸送費、輸出に係る必要書類（日本で取得する衛生証明書、検疫証明書等）発行に係る費用、その他上記「主催者(ジェットロ)の負担」に定める以外の全ての経費

○国外輸送費を事業者が負担する場合（地域：香港、台北、バンコク、ハノイ、欧州、北欧）

主催者(ジェットロ)の負担：

商談会及びサンプル輸送に係る経費（会場費、オンライン商談の通訳費、バイヤー来場アレンジ費、サンプル保管費、現地指定倉庫到着後以降の輸送費等）

出品者の負担：

商談に伴う通信費（出品者のインターネット通信費等）、食品サンプル費、**現地指定倉庫までのサンプル輸送費（※）**、輸出に係る必要書類（日本で取得する衛生証明書、検疫証明書等）発行に係る費用、その他上記「主催者(ジェットロ)の負担」に定める以外の全ての経費

※詳細は各地域の募集要項を参照

◆輸送における留意点

- ・各地域において輸送できる商品サンプルの温度帯が定められております。
- ・提供いただいたサンプルの返却は致しかねます。
- ・輸送中の事故等により商品サンプルが現地指定倉庫に届かなかった場合、サンプル費用およびサンプル国内輸送費用等の補償はできません。（国際輸送の過程でサンプルに破損が生じた場合、当該輸送会社の加入する保険会社の保険適用範囲に基づき支払われた保険金の金額を限度として、輸送会社からサンプル費用をお支払いします。それ以外のサンプル費用の弁済や再輸送は、原則行いません。）
- ・展示された食品サンプルは、オンライン商談を希望する企業に優先的に提供する等、有効活用します。賞味期限切れとなったものは順次廃棄いたします。
- ・そのほか詳細は、各地域募集要項をご確認ください。

◆商談における留意点

- ・商品サンプルを輸送しても、バイヤーが関心を示さない場合等は、バイヤーとの商談がセットできない場合もありますので、ご承知おきください。
- ・商談設定後に自己都合で商談をキャンセルされた場合、その後2年間、ジェットロ事業の選考で減点の対象となります。
- ・バイヤー都合で商談がキャンセルされた場合、事業者の意向を踏まえ、再度商談をセットします。
- ・同一バイヤーとの**商談手配は1回のみ**となります。商談後のバイヤーとのやり取りについては、ジェットロはフォローアップできかねますのでご了承ください。

6. 各地域募集内容詳細

地域：台北

内容：総合食品展

! 台湾への国際輸送費、輸送に際して必要となるすべての経費は出品者負担となります。

◆基本情報

実施会場：台北市内。台北以外でも実施する可能性あり。

期間：2025年9月～2026年1月

参加バイヤー：外食関係者、台湾における食品輸入事業者、
有力小売店、卸売企業等

◆スケジュール

～STEP 3 締切 事業者によるメニュー開発

7月下旬 採択通知

8月下旬 指定倉庫への納品

11月～1月(うち約1か月) 現地イベント (希望者の現地渡航有)

※随時リアルorオンライン商談

◆募集企業数

最大40社程度

(1グループあたり1～4社、合計10グループ程度を想定)

※場合により、ジェットロが応募者の中から選定してグループ組成をご提案することがあります。

◆募集対象企業

①自社の製品を使って台湾向けに新たな外食メニューもしくはそのメニューを含めた形でのビジネスモデル(ライセンス、フランチャイズパッケージ)などを構築できる企業。

②日本で外食を運営している企業で、台湾向けにそのビジネスモデル(同上)を展開することを検討している企業。

(②の場合は、日本で使用している食材について、サプライヤーとの間で台湾への輸出分についても確保することができること。但し、台湾側ビジネスパートナー候補との契約が成立した場合に、当該食品が②の企業を経由することは求めない)

③サプライヤーとの契約で、海外向けの営業行為を認められている商社など

◆対象商品

食品全般

※ 現地輸入規制や検疫条件等に合致し、輸入が禁止されていないこと。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/tw/>

※賞味期限は6ヶ月以上が望ましい。

※原則は外食業(レストラン、カフェなど。ケータリング、テイクアウト業態を含む。)で使用される食品。

◆有望メニュー

台湾未進出かつ本事業初出品商品を用いたメニュー、季節等の限定メニュー、健康志向のメニュー



6. 各地域募集内容詳細

地域：台北

内容：総合食品展

◆特徴

事業者が合同で生み出す新たな価値（商品、外食メニュー、ビジネスモデルなど）を、ジェットロ主催のポップアップイベントなどへの参加を通じてプロモーションし、小売や外食関係者などの末端バイヤーに直接遡及する。

新たな価値の提供（レシピの利用権/使用権売り切りやビジネスのフランチャイズ・ライセンス契約）により、現地のディストリビューターに左右されない形の市場開拓を目指す。また、グループで提案することにより、一社にかかる海外進出のコストを極力削減することを目指す。

①複数事業者の出品商品でメニューを合同開発（応募期間）

②ポップアップイベントにて、バイヤーに合同開発したメニューを提供（11月～1月のうち約1か月 @台北）

・現地渡航可能（渡航・宿泊費等は自己負担）な事業者には1グループ3日ほどずつ合計約1か月間現場でプロモーションをしていただくことを想定。現地渡航ができない事業者の商品は、現地委託業者がプロモーションを実施。

③バイヤーとのオンラインまたはリアル商談の実施

小売や外食関係者などのビジネスパートナー候補との商談を組成します。

現地渡航者を対象に、ポップアップイベント中にリアル商談する場を設けます。現地渡航ができない事業者にはオンライン商談を提供します。

④開発メニュー/各グループに対してのフィードバック実施

商談に結び付かなかった場合も、現地バイヤーや台湾スタッフ等から商品に対するコメントや改善点等についてフィードバック提供を実施。

◆提案商品数・メニュー数

STEP2でご登録いただいた商品のうち、1メニューにつき最大10商品まで、1グループにつき提案可能なメニューは3つまでです。

※実際に採択する商品数・メニュー数は、全体お申し込み状況及び選考により変動します。

◆留意点

①出品に際して

台湾への輸出時には、**(1)商品企画書・栄養成分表(2)製造証明書(3)**

原産地証明書などの各種書類を期日内（目安：8月中）に提出いただきます。商品によっては、放射能証明書や衛生証明書などが必要となります。必ず事前に規制情報をご確認ください。

②サンプル輸送

出品者確定後に輸送業者よりご案内いたしますので、輸送業者が指定する国内指定倉庫に納入をお願いします。台湾検疫による最大600gまたは1Lの抜き取りを見越した商品量をご提供ください。輸送業者より請求させていただく輸送費は、1万円～1.8万円/kg程度（アルコールは2.5万円/kg程度）です。

③メニュー開発

新メニュー開発は原則各グループにて行っていただきます。**グループは1社～4社で組成いただき、STEP3締切までに各グループにてメニューを考案したうえでご応募ください。**なお、1グループ1社としてご応募される場合、メニューに使用する材料はすべて自社商品（商談を行う権限を自社が持つ商品）である必要があります。

6. 各地域募集内容詳細

地域：タイ・バンコク

内容：総合食品展「2025年オンライン商談会」

! タイへの国際輸送費、輸送に際して必要となるすべての経費は出品者負担となります。

◆基本情報

会期：2025年11月(予定)

会場：オンライン

主催：ジェトロ

参加バイヤー：タイの食品輸入事業者（日・タイ系他）

◆スケジュール（予定）

- 2025年6月 募集開始
- 7月 採択通知（予定）
- 8月 出品者説明会
- 9月 カタログ作成・準備、
- 10月 バイヤーとのマッチング（商談セット）
- 11月 サンプル輸送、オンライン商談会



◆対象商品

日本産食品全般

※常温・冷凍品。冷蔵品は対象外。

※賞味期限が6か月以上。

◆有望商品

水産物、牛肉、コメ、青果物、茶、菓子、酒類、冷凍食品、健康補助食品等

◆対象要件

- タイ語表示対応をはじめ、タイの輸入規制に対応できること。
タイの輸入規制の詳細は[バンコク輸出支援プラットフォーム](#)をご確認ください。
- ※タイでの輸入業者が決まっていない商品（企業）を優先します。
- ※THAIFEX2025 ジャパンパビリオン未出展企業を優先します。

◆特徴

①タイへ渡航せず、多くの有力バイヤーに商品を紹介・商談機会を提供

- バイヤーにはオンラインカタログを送付するとともに、バーチャルブース*を通じて、ご希望商品などを探していただけます。
※バーチャルブース：オンライン上の仮想空間に設置されたブース。バイヤーがオンライン上で実際の展示会のように出品者の映像コンテンツの視聴、資料の閲覧などが可能。
- オンラインによる事前マッチング型の商談を実施するため、渡航しなくてもタイ等の有力バイヤーに商品を紹介することができます。

②集中商談日の設定

バイヤーとの集中オンライン商談日を数日設定します。

オンライン商談には商談に慣れた**日本語・タイ語通訳が同席**しますので、日本人バイヤーだけでなくタイ人バイヤーとも安心して商談いただけます。

◆募集企業数 100社程度

◆提案商品数 Step2でJapan Streetにご登録いただいた商品のうち、最大5商品まで

◆留置点 **サンプルのタイの指定倉庫までの輸送費用（サンプルFDA登録費用含む）については基本的には実費負担いただきます（次ページ参照）。**

輸送方法、輸送可能量、スケジュール等の詳細については参加企業決定後にご連絡いたします。
※品目によってはサンプル輸送いただけない場合があります。その場合はカタログ、若しくはバーチャルブースへの掲載のみでバイヤーに商品を紹介します。
(今後変更の可能性があります。)

6. 各地域募集内容詳細

地域：タイ・バンコク

内容：総合食品展「2025年オンライン商談会」

! タイへの国際輸送費、輸送に際して必要となるすべての経費は出品者負担となります。

◆サンプル輸送方法

- ・サンプル輸送開始までにサンプルFDA登録が必要になります。出品者確定後、委託事業者よりご案内いたします。
- ・サンプル輸送の手続きに関しても同様に、出品者確定後、委託事業者よりご案内いたします。
- ・サンプルFDA登録、輸送の方法は次の2つのパターンからご選択いただくことを予定しております（輸送可能なサンプル量は1事業者最大15kgまで）。

A：タイまでの通関・輸送を、ジェットロが委託する事業者に依頼する場合

委託事業者を通じてサンプルFDA登録の手続きを行います。

国内指定倉庫あてにサンプルを輸送いただきます。

国内指定倉庫からタイまでの通関・輸送はジェットロが委託する事業者が対応します。

（注）発生する費用に関しては、出品者採択後、ジェットロが委託する事業者より、ご負担いただく費用の見積額を出品者にお知らせします。また、発生費用は、ジェットロが委託する事業者から出品者へ直接請求いたします。

B：タイまでの通関・輸送を、出品者自身で手配し対応する場合

ご自身でサンプルFDAの登録を行います。

タイ内の指定倉庫あてに、ご自身でサンプルを通関・輸送いただきます。

決められた期日までに納品ください。

◆サンプル輸送に係る費用負担

・出品者の負担（Aの方法で輸送する場合）：

1事業者あたり 77,000円～

サンプルFDA登録費、委託事業者が指定するタイ内の指定倉庫までの輸送費、通関等に係る経費等含む

（出品する商品サンプル代は別途事業者負担）

※100社（1社あたり5アイテムのサンプルFDA登録）、冷凍商品合計1,000kg、常温商品合計500kgの空輸、為替4.48円/バーツで試算。

※上記金額は、タイの複数の事業者による参考見積価格をもとに試算したもので、実際にかかる費用はサンプル輸送希望者数、サンプルFDA登録アイテム数、輸送時の為替レート等により変動します。

※品目により、通常のサンプルFDA登録料に加えて別途申請料がかかる場合がございます。追加の費用が発生した場合には、発生した事業者様のみ追加費用をご請求させていただきます。

・ジェットロの負担：

商談に係る経費（商談アレンジ・商談時の通訳、タイでのサンプル保管、バイヤーへのサンプル送付経費等）

5. 各地域募集内容詳細

地域：欧州（パリ・その他周辺国）

内容：総合食品展

! パリへの国際輸送費、輸送に際して必要となるすべての経費は出品者負担となります。

◆基本情報

事業期間：2025年9月～2026年3月（予定）

参加バイヤー：フランス・EUにおける食品輸入事業者、小売店、卸売企業、外食事業者等

◆スケジュール（予定）

7月中旬 採択通知

8月 サンプル輸送

9月～3月 事業期間

◆対象商品

- ・賞味期限1年以上の食品、アルコール飲料可
- ・EU/UK HACCPなど輸入規制や検疫条件等に合致したもの
- ・常温品（冷蔵及び冷凍は原則※不可）※既に欧州に在庫がある商品は例外的に可。

◆募集企業数

120社程度

◆提案商品数

STEP2でご登録いただいた商品のうち、最大3商品まで

◆留意点

・輸出入手続、通関及び仏国までの輸送に係る実費相当分として、1社当たり10万円（予定。輸送価格の変動等により変更する場合がございます。）の輸送料の負担をいただきます。ただし、実際の輸送サンプル量ならびに欧州他地域の併願状況等により、各事業者ごとにご負担いただく費用が異なります。詳細につきましては、必要サンプル量とともに別途ご連絡をさせていただきます。

・商品輸送の案内につきましては、出品者確定後に輸送業者より案内いたしますので、輸送業者が指定する国内指定倉庫まで商品輸送をお願いいたします。送付可能な商品量については、お申込み状況を踏まえ、個別に相談いたします。

・既に仏国に流通し、在庫があるものについては、上記の輸送料の負担なく登録いただけます。（その場合は、在庫を保有する者の詳細について登録いただく必要があります。）

・指定施設等が定められている品目については、輸出要件をクリアした商品であることをご確認ください。



2024年度実施風景（ジェトロパリ事務所にて）

5. 各地域募集内容詳細

地域：パリ

内容：総合食品展

◆事業（案）

①企画展1 仏国内・食品関係見本市への出展（3か所）

【対象商品】前ページに記載の対象商品のうち、バイヤー等の希望があった商品以下の3つの見本市に在仏インポーターと共同してジェトロが出展し、仏国内外のバイヤーに商品を紹介します。

・Gourmet Selection (グルメセレクション)

時期：9月21日、22日

場所：パリ、ポルト・ド・ヴェルサイユ (<https://www.salon-gourmet-selection.com/en>)

特徴：百貨店などで取り扱う高級食品中心のBtoB見本市

・SERBOTEL (サルボテル)

時期：10月19日～22日

場所：ナント、パルク・デ・エキスポジション (<https://www.serbotel.com/>)

特徴：フランス西部の中心都市（国内6位の人口）ナントで行われる飲食関係見本市

・Agecotel (アジュコテル)

時期：2月1日～3日

場所：ニース、パレ・デ・エキスポジション (<https://www.agecotel.com/>)

特徴：フランス南東部の中心都市（国内5位の人口）ニースで行われる食品関係見本市

②企画展2 欧州域内・商談会開催

【対象商品】前ページに記載の対象商品のうち、バイヤー等の希望があった商品ジェトロが商談会を主催し、在欧インポーター（ディストリビューターorレストランor小売）に新規商品を紹介する場を設けます。

・実施候補地域と時期（予定。実際の開催は、現地インポーターの希望により調整します。）：フランス・リヨン1月or 2月、ポーランド・ワルシャワ10月、ベルギー・ブリュッセル1月or 2月等

・会場：貸し会議室等（40～50平米程度）

③企画展3 ジェトロパリ事務所・インポーター向け紹介

【対象商品】前ページに記載の対象商品のうち、既存商流のない商品

11月にジェトロパリ事務所に在仏インポーターを招待し新規商品を紹介する場を設けます。

④企画展4 パリ市内店舗展示

【対象商品】前ページに記載の対象商品

2025年10月頃～2026年2月頃までパリ市内の店舗に商品を陳列し、試食・試飲イベント等を通じて、市場の反応をリサーチします。

⑤展示終了後のフィードバック実施

・バイヤーからのリクエストベースで商談をセットします。商談がセットできない場合でも①～④で取得したコメントをフィードバックいたします。

5. 各地域募集内容詳細

地域：北欧（ストックホルム、ヘルシンキ）

内容：総合食品展

！ 北欧への国際輸送費、輸送に際して必要となるすべての経費は出品者負担となります。

◆基本情報

期間：（ストックホルム）2025年10月以降（うち3週間程度）

（ヘルシンキ）2026年1月～2月（うち2週間程度）

設置会場：ストックホルム市内、ヘルシンキ市内

参加バイヤー：スウェーデン、フィンランド、ノルウェー等
近隣国における食品輸入・卸売業者等

◆スケジュール（予定）

7月中旬 採択通知・事前マッチング（ストックホルム）

9月 国内倉庫への納品、輸送（ストックホルム）

7月中旬 採択通知・事前マッチング（ヘルシンキ）

11月 国内倉庫への納品、輸送（ヘルシンキ）

10月以降 ショールームオープン（ストックホルム）

1月以降 ショールームオープン（ヘルシンキ）

◆対象商品

- ・賞味期限1年以上の食品、アルコール飲料（※）
- ・EU HACCPなど輸入規制や検疫条件等に合致したもの
- ・輸出価格（見込でも可）を開示できるもの
- ・常温品・冷凍品（冷蔵品不可）

※アルコール飲料はヘルシンキのみ

◆有望商品

- ・菓子類全般（和菓子（餅、かりんとう、せんべい、羊羹、モナカの皮、芋けんぴ他）
洋菓子・スナック類・ラムネ飲料・ゼリー・アイスクリーム／シャーベット
（乳不使用または日本風味のもの）・クッキー・ゆず関連・抹茶関連）
- ・代替ミート・フィッシュ、ヴィーガン・グルテンフリー食品
- ・コメ・コメ加工品 ・調味料全般（醤油・味噌・柚子胡椒等） ・海藻類
- ・果汁・ジュース関連（ゆず、じゃばら、抹茶等） ・茶（抹茶・煎茶・柚子茶等）
- ・こんにやく、こんにやく関連商品、ラーメン関連商品、レストラン向け業務用商品

◆特徴

①現地バイヤーとの商談

・商品カタログを用いてバイヤーとの事前マッチングを実施し商談機会を提供。また、ショールームで商品に関心を持ったバイヤーとも追加で商談を設定します。

②来場者向けサンプル試食の提供

・参加者をホテル等に招致しサンプルの試食機会を提供予定であり、商品の魅力を最大限に発信できる場を創出します。

③展示終了後のフィードバック実施

・商談がセットできない場合でも①②で取得したコメントをフィードバックいたします。

◆募集企業数

各地域あたり100社程度

◆提案商品数

STEP2でご登録いただいた商品のうち、最大3商品まで

◆留意点

・輸出入手続、通関及び北欧までの輸送に係る実費相当分として、1社当たり10万円（予定。輸送価格の変動等により変更する場合がございます。）の輸送料の負担をいただきます。ただし、実際の輸送サンプル量ならびに欧州他地域の併願状況等により、各事業者ごとにご負担いただく費用が異なります。詳細につきましては、必要サンプル量とともに別途ご連絡をさせていただきます。

・商品輸送の案内につきましては、出品者確定後に輸送業者より案内いたしますので、輸送業者が指定する国内指定倉庫まで商品輸送をお願いいたします。送付可能な商品量については、カタログにするのかも含め、お申込み状況等も踏まえ、個別に相談いたします。

・指定施設等が定められている品目については、輸出要件をクリアした商品であることをご確認ください。

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/foods/exportguide/>



昨年度の開催風景（ストックホルム）



昨年度の開催風景（ヘルシンキ）

7. キャンセル規定

- ・ 出品確定後、自己都合で出品をキャンセルされる場合は、早急にジェットロまでお知らせください。ご案内する所定のフォームにて手続きをお願いすることになります。出品確定前に申し込みを取消される場合には、メールまたは書面にてジェットロまでご連絡ください。
- ・ **輸送連絡が開始してからの出品者の自己都合によるキャンセルは、キャンセル料が発生する場合がございます。**
- ・ **自己都合によるキャンセルは、以降のグローバル・ゲートウェイ事業にかかる出品者の選考にて一定期間減点されます。**

8. 出品者選考について

ご登録いただいた「企業・商品情報」をもとに、以下の審査項目に則してジェットロが出品者を選考します（選考の詳細は回答致しかねます）。なお、政府からの要請により、米国関税措置の影響を受けている企業については選考時に加点評価いたします。

1. 出品物が、当該事業で定める有望商品に合致するか
2. 出品物の品質、価格、物流面での要件等が現地で受け入れられるものか
3. 出品により新しい海外市場の開拓が期待できる商品か
4. 応募者の輸出に取り組む姿勢（戦略・目的・出品に向けた取組み）
5. 応募者の認証取得等
6. 応募者の商流
7. 前年度の参加事業における成約実績
8. 日本で登記している事業者か
9. 「戦略的輸出拡大サポート事業」のうち輸出プロモーターによる支援対象企業か
10. 過去のルール遵守状況、自己都合によるキャンセル状況

※出品商品のうちジェットロが市場性等を鑑み採択商品を決定させていただく場合がございます。

9. Japan Streetへの商品掲載について

本事業の申し込み時にご登録いただいた商品は、ジェットロバイヤー向けプラットフォーム「Japan Street」に掲載いたします。



「Japan Street」はジェットロの基準を満たす限られた海外の有力バイヤーのみが閲覧可能なオンラインカタログサイトです。ご登録を頂くと、ジェットロが常時バイヤーに商品を案内します。バイヤーはオンラインカタログ上で手軽に商品を検索することができ、ジェットロはおすすめ機能をもとにバイヤーへ商品をご紹介します。バイヤーが関心を示した場合、出品者様にはジェットロ経由で見積や商談（オンライン含む）の依頼をお届けします。

ジェットロ招待バイヤー専用 オンラインカタログサイト（Japan Street事業）

https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

10. 留意事項

1. 本案内書に定めのない事項は、ジェットロがその対応を決定します。政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨、ご了承ください。
2. ジェトロは、サービスの品質向上のため、商談会の内容の全部又は一部を録音、録画することができるものとします。
3. 提出いただいた情報は、本事業運営のために利用するとともに、ジェットロ内のデータベースに登録し、関連事業、ジェットロ及びJFOODOからの連絡のために利用します。データベースに登録した情報のうち、社名、ホームページアドレス、商品名、商品写真、商品分類、商品用途及び国内小売価格をバイヤーに提示し、ジェットロが日本商品を所望するバイヤーに紹介するために利用します。また、本商談会に関するプレスリリース、ジェットロホームページ等において、企業情報や参加物の情報等を公開する場合がございます。あらかじめご了承ください。
4. 商談会会期中及びその前後において、商談相手又はジェットロから提供された情報及び資料は、お客様限りで使用するものとし、当該情報等を第三者に提供してはいけません。ただし、提供者の明示の承諾がある場合には、この限りではありません。
5. 本商談会に関する映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下「本コンテンツ」といいます。）に関する著作権は、ジェットロ、その他の著作権者（以下「著作権者」といいます。）に帰属します。
6. 著作権者の書面又は電磁的方法による承諾を得ずに、本コンテンツの複製（録画、録音のほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限られません。以下同じ。）、上映、公衆送信（送信可能化を含みますがこれに限られません。以下同じ。）、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等をしてはいけません。万一、これに違反した場合には、直ちにサービスの全部又は一部の提供を中止させていただきます。
7. 本コンテンツを、ジェットロの承諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、商談相手等のプライバシー権、肖像権等を侵害する行為でもあります。
8. 本案内の記載に反する行為があった場合や申し込みフォームに虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効とし出品をお断りすることがあります。また、今後ジェットロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
9. 出品申込をした企業又はその役員が違法な行為又は違法ではないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、出品することがジェットロの信用を毀損する恐れがある場合は、出品をお断りすることがあります。
10. 申し込みフォームの記載内容に変更がある場合、ジェットロにお知らせください。なお、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合、その内容によっては変更に応じられないことがあります。
11. 出品募集締め切り後であっても、現地規制の変更によって出品ができなくなることがあります。
12. 相応の理由なしに出品をキャンセルされた場合や、アンケート等へご協力いただけない場合には、今後ジェットロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
13. 出品する権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
14. 外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのあるものの出品については、出品者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。
15. 商品サンプルは法令に照らして適法に輸送して下さい。違反した場合は、今回又は今後の出品をお断りすることがあります。
16. ジェトロは、本商談会の成果（お客様に関する成果を含みます。）又は本コンテンツの全部若しくは一部を、その裁量により公表する場合があります。お客様は、これを承諾し、これに関し、何らの人格権も行使しないものとします。

- 17.前各項に定めるほか、本サービスの利用に関し、以下の各号及びジェットロの指示を遵守します。
 - (1) 本イベントのアクセスURL、ID、パスワード等については、ジェットロからの別段の指示がない限り、第三者に開示してはいけません。
 - (2) 不正アクセス防止のため、アカウント名には、ご本人と分かるように氏名（フルネーム）をご記載ください。
 - (3) 機密性の高い情報や個人情報（氏名を除く）を共有することは、お控えください。
 - (4) 本イベント参加時には、第三者がPC等の画面を視認できない環境にて、ご参加ください。
- 18.本商談会の実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
- 19.本商談会の実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。

11. 免責規定

- 1.本商談会において、商談相手又はジェットロより提供される情報については、ジェットロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本イベントでの提供情報に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- 2.本商談会の実施に際し、ジェットロは、WEB会議システム等の作動安定性を保証するものではなく、WEB会議システム等の障害、通信状況、お客様の設定環境、その他の事由により、その提供が不能となり、中断し、若しくは、完全な映像又は音声を提供できなくなり、又はPC等の端末や関連アプリケーションに故障、不具合を生じる可能性があります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- 3.ジェットロは、以下の各号に該当する場合、本イベントの実施日時、内容を変更し、本イベントの全部又は一部の実施を予告なく中止し、又は、お客様の一部の参加を中止させることがあります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき
 - (2) 前項に定めるシステム等の不具合が生じ又は生じるおそれがあるとき
 - (3) 利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき。
 - (4) 前号のほか、お客様がジェットロの指示、条件又はジェットロとの合意事項に違反したとき
 - (5) お客様のPC等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき
 - (6) お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明した場合
 - (7) お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。
 - (8) 前各号に定める他、ジェットロが相当と判断したとき。
- 4.ジェットロは、オンライン商談を構築するWEB会議システム及びインターネット回線等がコンピュータウイルス感染、不正アクセス及びクラッキング等（以下「システム侵害等」といいます。）の被害を受けないように、ジェットロの個人情報保護規程に定めるセキュリティ基準を遵守のうえ、適切な予防措置を講じるように努めます。
- 5.前項の規定にかかわらず、システム侵害等が発生し、企業情報、個人情報その他の情報が漏洩した場合であっても、ジェットロは、前項における義務を超えて、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- 6.商談会会期中及びその前後を通じて発生した傷病、事故、盗難、破損等のいかなる損害についても、ジェットロは一切の責任を負いかねます。

12. お問い合わせ

ご不明点がございましたら以下のフォームよりお問い合わせください。

https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afb/ggw_inquiry2025